

## 須賀川市施設内広告掲出実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、須賀川市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が有する公共施設内部の壁面等への広告物の掲出（以下「広告掲出」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 本庁舎、市民サービスセンターその他の市が有する施設をいう。
- (2) 壁面等 壁面、ガラス面、床面、天井、柱、階段その他施設内部の構造物の表面をいう。
- (3) 許可 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可をいう。
- (4) 貸付け 法第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付けをいう。
- (5) 広告主 市と広告掲出業務に関する契約を締結した広告主、広告代理業を営む者、広告看板等の製作者及びこれらに類する者で広告掲出を行うものをいう。
- (6) 広告物の内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(広告掲出の基準)

第3条 施設の壁面等に掲出する広告物は、要綱及び須賀川市広告掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告掲出の場所、方法等)

第4条 広告掲出の場所及び位置は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、市長が別に定めるものとする。

- 2 施設の壁面等に掲出を行う広告物の形状、規格、表示方法、付帯条件等は、施設の用途又は目的を妨げず、かつ、施設の実情に適合する限度において、市長が別に定めるものとする。

(広告物の製作、掲出及び撤去)

第5条 施設の壁面等に掲出する広告物は、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、市長が別に定める仕様に従って製作、掲出及び撤去するものとする。

- 2 広告主は、広告掲出及び広告物の撤去を行おうとするときは、施設の用途若しくは目的又は施設における業務に支障が生じないように市長と協議のうえ、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。
- 3 広告物の撤去により施設の壁面等の表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告掲出の募集方法)

第6条 広告掲出の募集は、市長がその募集期間及び対象施設、場所、位置、掲出期間、枠数、掲出条件等を決定し、市ホームページその他市長が認める方法により行うものとする。

(広告掲出の申込方法)

第7条 広告掲出を希望する者は、須賀川市施設内広告掲出申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(広告掲出者の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申込みを受けたときは、申込内容を総合的に判断し、広告掲出者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲出者を決定したときは、須賀川市施設内広告掲出選定結果通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(契約書の締結)

第9条 市長は、前条第1項の規定により広告掲出者を決定したときは、広告内容、広告掲出の手續等について広告掲出者と契約書を取り交わすものとする。

(広告掲出の手續)

第10条 広告主は、須賀川市公有財産規則(昭和41年須賀川市規則第20号)に規定する手續等により、市長の承認を受けなければならない。

(広告掲出料)

第11条 広告主が広告掲出に伴い須賀川市に納入する広告掲出料は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 広告料 広告物の取扱いにかかる料金
- (2) 使用料又は貸付料 須賀川市行政財産使用料条例(昭和50年須賀川市条例第9号)の規定に従い算定した額又は当該額に準じた額

2 広告掲出料は、契約及び市長の承認後、一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(広告の審査)

第12条 広告主は、掲出しようとする広告物について、あらかじめ市と協議のうえ、審査を受けるものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、広告物の内容等が要綱及び基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告物の内容の変更)

第13条 広告主は、施設の壁面等に掲出した広告物の内容等を変更することができる。

2 前項の規定により変更を希望する場合の変更後の広告物の審査については、前条の規定を準用する。

(広告掲出の取消し)

第14条 広告主は、要綱第9条の規定により市長が広告掲出を取り消した場合において、当該広告の掲出を既に行っているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(広告掲出料の返還)

第15条 要綱第10条に規定する還付すべき広告掲出料は、取消日の翌日以降掲出されなかった日数に応じ日割りによる金額を広告主に返還する。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決するものとする。

2 広告主は、広告掲出により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。